



## 銀行個人口座開設時の変更点について

北陸銀行 国際部  
大連駐在員事務所  
清水 賢一

### 1. はじめに

非居住者が中国国内で銀行口座を開設する際、これまでは、銀行の窓口にてパスポートを提示することで簡単に口座開設ができましたが、2017年7月1日より、「税収居住身分声明（宣誓文書）」の提出が必要となりました。今回は、この変更点についてご説明します。

### 2. 「税収居住身分声明（宣誓文書）」導入の背景

2014年7月にOECD（経済協力開発機構）が公布した「共通報告基準(Common Reporting Standard)」に基づくもので、非居住者名義を利用した租税回避や資金洗浄を規制する動きに伴うものであると言われています。

### 3. 口座開設における必要書類

#### 【従来】

- ・パスポート
- ・携帯電話番号



#### 【施行後】

- ・パスポート
- ・携帯電話番号
- ・税収居住身分声明（宣誓文書）

→今回新たに追加されたこの書類には、「納税者識別番号」が必要となります。

しかし、「納税者識別番号」は、最近始まった制度であるため、通知方法等、不透明な部分があります。実際のところ、銀行窓口でも「納税者識別番号」の運用ルールが不明確な状況であることから、困惑しているように感じます。

## 4. 個人の振込規制について

個人口座関連では、振込についても規制が強化されています。非窓口振込の一日の累計額が5万人民元（約800千円）を超過した場合、個別監視の対象となります。また、大口取引報告が20万人民元（約3,200千円）から5万元人民元へ引き下げになりました。2017年9月からは、国内カード（中国内で発行）を国外で1,000元超（約16千円）の消費の際には、カード発行機関より外貨管理局に報告となる等、日本以上に厳しい管理をする部分も見られます。

### 【参考】

- ・「金融機関による銀行カード海外取引情報提出に関する通知」 匯発[2017]15号
- ・「電信ネットワークの支払決済管理強化による新しい犯罪防止に関する通知」 銀発[2016]261号
- ・「金融機構高額取引・不審取引報告管理弁法の改定」 中国人民銀行令[2016]3号

## 5. 最後に

中国では、金融機関が、口座開設をはじめ、払い出しの際の用途確認、借入金の用途などを確認し、人民銀行をはじめ、当局（銀監局）に報告する形となっています。

ここ数年で銀行の実務管理も強化され、日本同様コンプライアンス重視の方向にあります。また、租税回避の意図はないものの、お客様には中国の銀行口座に資金が滞留・積み上がっていくケースも散見されます。対処方法含め本件を機にフォローして参ります。

以上

<ご注意>文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。

記載内容についてはご利用者のご判断と責任のもと、ご利用くださるようお願いいたします。

**ほくりく長城会**

**海外ビジネス情報**

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局  
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F  
((株)人材情報センター内)  
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565  
E-mail: info@chojo-hokugin.jp